

枝幸漁業協同組合条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び枝幸町財務規則（平成 18 年枝幸町規則第 40 号）第 108 条の規定に準じて、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 2 日

枝幸漁業協同組合

代表理事組合長 須永 忠幸

1. 入札に付する事項

- | | |
|---|--|
| (1) 工 事 名 | 令和 4 年度水産流通基盤整備事業 山臼漁船上架施設設置工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 枝幸町山臼 第 2 種オホーツク枝幸漁港（山臼地区）漁港施設内 |
| (3) 工 事 概 要 | リフト式上架施設 60 t 型 20 t 船対応
リフター支柱・架構・シーブ装置 60 t 用 L=22.1m
リフターテーブル 60 t 用 B=9.0m, L=27.0m
駆動装置 1 モーター 1 ドラム、18.5kw、2 台
付帯設備工事：二次側電気設備工事 リフター投光器・支柱・電源盤他
機械器具購入：縦取台車 60 t 未満船用、1 台
横取台車 60 t 未満船用、1 台
索具 ワイヤロープ、スナッチブロック、シャックル
電源ケーブルドラム 電動ケーブル付、30m 巻き |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日 から 令和 5 年 3 月 10 日 まで |
| (5) 予 定 価 格 | 金 272,932,000 円（消費税額を含む） |
| (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物等の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に関する費用、分別解体等の方法、再資源化をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。 | |

- (7) この工事は、特定住宅瑕疵担保履行の確保に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の適用を受ける工事であるので、請負者は、保険加入若しくは保険金の供託により資金確保措置を講じ、その内容を発注者（枝幸漁業協同組合）に書面で報告すること。

また、上記予定価格には資金確保措置のための費用（保険料相当額）を見込んでいるので、入札金額にはこの法律の施行に伴って発生する費用（保険料）を含めて応札すること。

2. 開札（入札執行）の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 4 年 5 月 3 0 日 (月) 1 1 時 0 0 分
(2) 場 所 枝幸漁業協同組合 2 階会議室

3. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 枝幸漁業協同組合
(2) 期 間 公告の日 から 入札執行日の前日まで（土・日曜日、祝祭日は除く。以下同じ。）

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金

- ① 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、枝幸漁業協同組合を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に枝幸漁業協同組合を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ② 同号①の履行保証保険証券は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ③ 同号①の公共工事履行保証証券は、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。
- ④ 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出すること。
- ⑤ 契約保証金に代える担保として銀行、代表理事組合長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

5. 入札参加資格

- (1) 枝幸町財務規則（平成 18 年枝幸町規則第 40 号）第 109 条の規定に準じて代表理事組合長が作成した令和 4 年度の競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同種の土木工事業に登録されている者であること。

- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する**特定建設業者**であること。
- (3) 公告日から入札期日までの間、農林水産省、国土交通省北海道開発局、北海道及び北海道内の各市町村の機関より指名停止を受けていないこと。
- (4) 対象工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が 2 年以上あること。
- (5) 枝幸町内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有していること。
- (6) 対象工事に対応する許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する**監理技術者**を**専任**で配置できること。

ただし、営業所毎に設置されている専任技術者は工事に配置できない。

- (7) **現場代理人**を工事現場に**専任**で配置できること。
- (8) 共同企業体の場合にあっては、枝幸町建設工事等共同企業体運用基準（平成 18 年枝幸町訓令第 42 号）の規定に準じて結成され、予め入札参加資格事務処理規程第 3 条の規定による資格審査を受け、入札参加資格者として登録された者であること。

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

- (9) 枝幸町入札参加資格事務処理規程第 3 条の「建設工事等競争入札参加資格審査基準」第 4 の 4 の規定により、令和 4 年度において**土木工事業 A ランク格付**の決定を受けた者であること。

6. 入札参加手続き

- (1) 入札手続担当課 〒098-5805
枝幸郡枝幸町幸町 7888 番地
枝幸漁業協同組合 指導課
Tel 0163-62-1285 ・ Fax 0163-62-1035
- (2) 条件付一般競争入札参加申請書類の交付等
 - ① 条件付一般競争入札参加申請書類は、入札手続担当課において次の期間中交付のこととする。なお、枝幸漁業協同組合ホームページ (<https://jf-esashi.or.jp/>) よりダウンロードすることも可能である。
 - ② 交付期間 公告の日 から 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）まで
- (3) 設計図書等の閲覧
 - ① 閲覧場所 枝幸漁業協同組合 2 階会議室
 - ② 閲覧期間 公告の日の翌日 から 入札執行日の前日まで
 - ③ 閲覧の用に供する設計図書等（持出用及び電子データ）は、条件付一般競争入札に参加を希望する場合に限り複写のため持ち出しができるものとし、持ち出す場合又は電子デー

タを複写する場合は、「入札参加希望工事の閲覧用設計図書等持出申込書」を入札手続担当課へ提出すること。

なお、設計図書等の持ち出し時間は、原則1時間以内とする。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、次の期間中に書面にて入札手続担当課宛に持参及び郵送又はファクシミリにて提出することができる。
- ② 質問書に対する回答は、ファクシミリにて回答のこととし、全ての質問・回答については、次の期間中、閲覧場所にて閲覧に供することとする。
- ③ 質問書提出期間 公告の日の翌日から令和4年5月20日(金)まで
- ④ 質問書等回答・閲覧期間 公告の日の翌日から入札執行日の前日まで

7. 条件付一般競争入札参加申請書類の提出等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、発注者による審査を受けなければならない。

- ① 条件付一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)・・・正・副各1部
- ② 配置予定技術者調書(様式第3号)・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③ 共同企業体による場合は、経常建設共同企業体競争入札参加申込書(様式第3号)、建設共同企業体協定書(写)、共同企業体結成用委任状(写)・・・・・・・・各1部
- ④ 返信用封筒(切手貼付・宛名記載済み)・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 申請書類の提出方法、提出期限及び場所

① 提出方法

直接持参又は、「条件付一般競争入札参加資格申請書類在中」と朱書きした封筒での郵送(配達証明付郵便)による。

ファクシミリその他の電子通信によるものは受け付けない。

- ② 提出期間 公告の日の翌日から令和4年5月16日(月)17時00分まで
(郵送の場合は、期限日到着分まで受付)

- ③ 提出場所 入札手続担当課

8. 入札参加資格者の決定等

- (1) 入札参加資格者の決定等については、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第4号。以下「資格審査結果通知書」という。)により通知する。
- (2) 入札参加資格がないとなった者は、その理由について、資格審査結果通知書を受けた日から起算して3日以内(土・日曜日、祝祭日は除く。)に書面により説明を求めることができる。

9. 入札参加資格者の失格等

入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 5. に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。
- (3) 有資格者が不正の利益を図る目的をもって連合するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ったとき。
- (4) その他、条件付一般競争入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

10. 入札の方法

- (1) 条件付一般競争入札に参加の際は、資格審査結果通知書を提示し、確認を受けること。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額分を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に消費税及び地方消費税額分を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行までに有資格者が 1 者以下の場合は、入札を中止する。
- (4) 入札の執行回数は 1 回とし、再度の入札は行わない。
- (5) 複数の同種・類似工事への入札参加に際して、同一の者をいずれか一つの工事の配置技術者としたい場合で、落札決定により技術者を専任で配置することが見込めなくなった場合は、以降の工事の応札はしないこと。

11. 入札の無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は、入札手続担当課の指示に従うものとする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び 9. に掲げる失格者のした入札
- (2) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (5) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (8) 他人の代理を兼ね 2 人以上の代理をなした者の入札

- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2. 最低制限価格の設定

この工事は、施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき最低制限価格を設定する。

1 3. 契約書作成の要否

必要とする。

1 4. 前払金

契約金額の 4 割に相当する額以内を前金払する。

1 5. その他

- (1) 部分払はしないものとする。
- (2) 当初の前金払（請負代金額の 4 割以内）に加え、一定の条件を満たしている場合であれば、さらに契約金額の 2 割を超えない範囲内で追加して受け取る中間前金払を請求することができる。請求を行う場合については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - ① 当初の前金払（契約金額の 4 割以内）を受けていること。
 - ② 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - ③ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 工事費積算内訳書の提出を求めるので、入札に参加の際は必ず持参すること。
- (4) 共同企業体が落札した場合は、契約締結の際に共同企業体附属協定書を提出すること。
- (5) この工事は、工事实績情報システム（コリンズ）への登録義務付けとするので、受注業者については、契約締結後、「登録内容確認書（工事实績）」を必ず提出すること。
- (6) この工事の入札に関する事項については、枝幸町建設工事等に係る入札結果等の公表取扱規程（平成 18 年枝幸町訓令第 47 号）の 2 の (1) の規定に準じて公表するものとする。